

平成16年財政再計算結果等について

－ 国家公務員共済組合 －

目 次

1. 財政再計算の基本方針	1
(1) 制度改正の概要	1
(2) 経済前提の考え方	1
(3) 組合員数の前提について	1
(4) 財政方式について	1
(5) 給付水準や保険料率設定の考え方	2
(6) その他、再計算に当たって前提とした考え方(特記すべき事項)	2
2. 財政再計算に用いた基礎数・基礎率とその作成方法	10
(1) 基礎数・基礎率の種類	10
① 基礎数	10
② 基礎率	10
(2) 基礎数・基礎率に関して特記すべき事項	11
(3) 基礎数	12
① 基礎数の元となる統計の概要と算定方法等	12
② 基礎数を基に作成した資料	13
③ 基礎数の具体的な数値	15
(4) 基礎率	19
① 基礎率の元となる統計の概要と算定方法等	19
② 主な基礎率〈グラフ〉	23
③ 基礎率の具体的な数値	28
3. 将来見通しの推計方法に関する資料	44
(1) 将来推計の全体構造がわかるレベルのフローチャート	44
(2) 年次別推計の算定式レベルでの計算過程	45
(3) 推計方法に関して特記すべき事項	74
4. 将来見通しの推計結果に関する資料	76
○「改正後」(平成16年財政再計算)の推計結果	76
(1) 組合員数、被扶養配偶者数(3号)、報酬総額の見通し	76
(2) 年金種別別 受給者数及び年金額の見通し	78
① 年金種別別 受給者数の見通し	78
② 年金種別別 年金額の見通し	80
(3) 財政見通し	82
(4) 区分別給付費の見通し	90
① 過去期間分・将来期間分別×年金種別別 給付費	90
② 給付の内訳別×年金種別別 給付費	92
(5) 給付水準の見通し	94
(6) 基礎年金拠出金等の見通し	国民年金のみ
① 基礎年金拠出金算定対象者数の見通し	国民年金のみ
② 基礎年金給付費の見通し	国民年金のみ
③ 基礎年金拠出金の見通し	国民年金のみ
④ 基礎年金交付金の見通し	国民年金のみ
⑤ 基礎年金国庫負担額の見通し	国民年金のみ
(7) 公的年金被保険者数の見通し	厚年・国年のみ
5. 安定性の検証に関する資料	95
(1) 財政指標の見通し	95
① 財政指標の見通し(総括表)	95
② 年金扶養比率の見通し	99
③ 総合費用率の見通し	101
④ 独自給付費用率の見通し	103
⑤ 収支比率の見通し	105
⑥ 積立比率の見通し	107

(2)マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し	厚生年金のみ
(3)基礎年金拠出金に相当する保険料率の見通し	109
(4)財政見通しにおける積立金の取り崩し分及び運用収入分の料率換算の見通し	111
(5)共済年金(国共済+地共済)の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)	113
6. 前提等を変更した場合の試算に関する資料	114
(1)財政再計算で用いられた前提を変更した場合の推計結果(概要)	114
①給付水準(所得代替率)の見通し	114
②保険料率の見通し	115
③組合員数の見通し	116
④受給者数の見通し	118
⑤財政見通し	120
(2)制度改正の影響を検証するために条件の組合せを変えた場合の推計結果(概要)	132
①給付水準(所得代替率)の見通し	132
②保険料率の見通し	133
③財政見通し	134
7. 公平性の検証に関する資料	140
(1)職域部分を除いた場合の保険料率の将来推移	140
8. 年金数理担当者の所見	142
9. 情報公開について	143

1. 財政再計算の基本方針

(1) 制度改正の概要

別添資料1のとおり

(2) 経済前提の考え方

国共済年金制度は公的年金制度の一環であり、全制度が共通の経済指標によりスライドを行う仕組みとなっていることなどにより、過去の年金数理部会報告書においても、経済前提については全制度共通とする必要があるとされていることから、これまでと同様、厚生年金の平成16年財政再計算と同一の取扱いとしている。

(3) 組合員数の前提について

国共済の組合員数は、近年は、国家公務員の定員削減計画（「新たな府省の編成以降の定員管理について（平成12年7月18日閣議決定）」）が進められていることなどにより減少傾向が続いているが、将来の組合員数を見込むに当たっては、将来における行政改革やそれに伴う公務員数の削減等がどのように行われるかが不明確である中で、極めて長期間にわたる見込みを立てなければならないことから、近年の組合員数の減少傾向にも充分配慮しつつ、特に将来推計人口との整合性に留意して見込むことが必要かつ合理的であると考えられる。

国共済の組合員数と生産年齢人口（15～64歳人口）との過去の関係を見ると、組合員数の生産年齢人口に対する割合は約40年前よりほぼ一貫して減少してきている（別添資料2参照）ことから、直近（平成13～15年度の3年間）の組合員数の対生産年齢人口割合の減少が将来にわたり続くものとして、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」における中位推計）による将来の生産年齢人口を基礎として見込んでいる。

(4) 財政方式について

国共済においては、厚生年金等他の公的年金と同様世代間扶養の考え方を基本とした段階保険料方式に基づき財政運営が行われている。

また、今回の財政再計算は、厚生年金に合わせて制度改正を行い、これまでのいわゆる永久均衡方式の考え方を改め、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにする、いわゆる有限均衡方式の考え方にに基づき行っている。

具体的には、厚生年金と同様、平成112（西暦2100）年度までの95年間で財政の均衡を図っている。また、均衡期間の終了年度における長期給付の支給に支障が生じないようにするための積立金は、厚生年金では積立度合で1倍の積立金を保有するものとしていることに加え、国共済及び地共済を合わせた保険者としての規模

が厚生年金より小さいこと及び現に国共済及び地共済を合わせ厚生年金より高水準の積立金を現在保有していることにも配慮し、積立度合で1倍、2倍、3倍、4倍の4通りについて推計を行っている。

(5) 給付水準や保険料率設定の考え方

①給付水準の考え方

制度設計上、2階部分は厚生年金に準拠、3階部分は2階部分の2割という従来からの考え方を踏襲している。

②保険料率設定の考え方

平成16年の制度改正により厚生年金の保険料率が毎年9月（ただし、平成16年は10月）に引き上げることに改められたことに伴い、国共済及び地共済においても厚生年金に合わせ、毎年9月（ただし、平成16年は10月）に保険料率を引き上げることとしている。

また、保険料率の毎年の引上げ幅については、組合員の負担増に配慮するとともに、厚生年金の保険料率の引上げ幅も考慮して、厚生年金と同じ0.354%としている。ただし、今回の再計算より国共済及び地共済の財政単位の一元化を前提としており、「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方」（平成15年6月6日 公務員共済年金財政単位一元化研究会）に基づき、平成16年から段階的に両共済の保険料率の一本化を実施し平成21年より同一の保険料率とするため、平成16～21年の間は、これまで国共済より保険料率の低かった地共済の保険料率の引上げ幅が過重とならないようその引上げ幅を厚生年金と同じ0.354%とし、国共済の引上げ幅は、毎年同率で引上げていき平成21年に地共済と同率となるよう0.129%としている。

(6) その他、再計算に当たって前提とした考え方（特記すべき事項）

「公的年金制度の一元化の推進について」（平成13年3月16日閣議決定）に基づき、国共済及び地共済の財政単位の一元化を前提としている。（別添資料3及び

(5) ②参照)

「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成16年法130号)」の概要

平成16年6月

財 務 省

1. 国家公務員共済年金制度の見直し

厚生年金制度の改正内容を踏まえ、以下のような制度改正を行う。

(1) 給付と負担の見直し(平成16年10月実施)

- 厚生年金に準拠して給付水準を定める方式を維持し、給付水準の調整は厚生年金と同一の比率で行うこととする。

(注) 保険料率は、従来から、長期間の収支均衡が確保されるよう5年毎に財政再計算を行って定めることとしている。

- おおむね100年程度の財政均衡期間を設定し、積立金を活用する。
- 基礎年金拠出金の国庫負担割合を法律の本則上2分の1と規定し、平成21年度までに適用する。(所要の安定財源を確保する税制の抜本的改革を行った上で施行する。その道筋として、平成16年度から引上げに着手し、平成17年度及び平成18年度に更に適切な水準へ引き上げるとともに、平成21年度までに引上げを完了する。)

(2) 在職中の年金支給制度等の見直し

- 在職中の退職共済年金等について、一律2割支給停止を廃止する。(平成17年4月実施)
- 70歳以上の民間企業等に使用される者の退職共済年金等については、60歳台の厚生年金保険の被保険者等と同様、賃金と年金の合計額が一定の額(現行48万円)以上の場合には、年金額の一部の支給停止を行う。(平成19年4月実施)
- 65歳以降の退職共済年金について、繰下げ制度を導入する。(平成19年4月実施)

(3) 次世代育成支援の拡充(平成17年4月実施)

- 育児休業中の保険料免除期間を子が3歳(現行は1歳)に達するまでの期間に延長する。

- 子が3歳に達するまでの養育による勤務時間の短縮等に伴い標準報酬が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬とみなす措置を講じる。

(4) 年金分割制度の導入

- 離婚した場合の共済年金については、配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、分割できるものとする。(保険料納付記録につき、当事者双方の婚姻期間中の合計額の半分を上限) (平成19年4月実施)
- 第3号被保険者期間(施行後の期間)については、離婚した場合又は分割を適用することが必要な事情があるものとして財務省令で定める場合、その配偶者の共済年金(保険料納付記録)の2分の1を分割できるものとする。(平成20年4月実施)

(5) 遺族年金の見直し(平成19年4月実施)

- 自らの退職共済年金を全額受給した上で、従来の遺族給付との差額を遺族共済年金として支給する仕組みに改める。
- 子のいない30歳未満の遺族配偶者の遺族共済年金を5年の有期給付とする。

(6) 障害年金の見直し(平成18年4月実施)

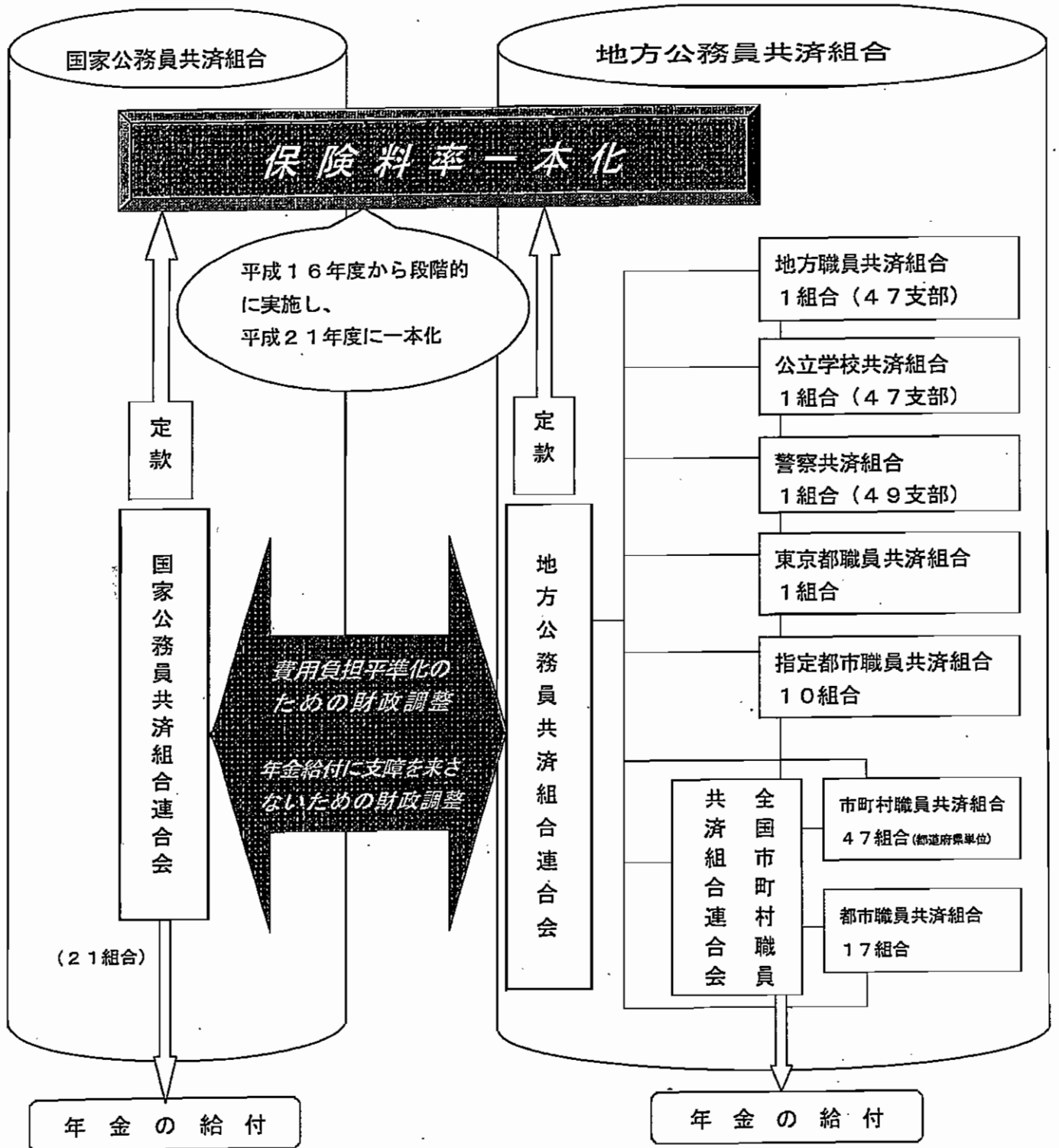
- 障害基礎年金と退職共済年金又は遺族共済年金の併給を可能とする。

2. 国家公務員共済年金と地方公務員共済年金の財政単位の一元化

(平成16年10月実施)

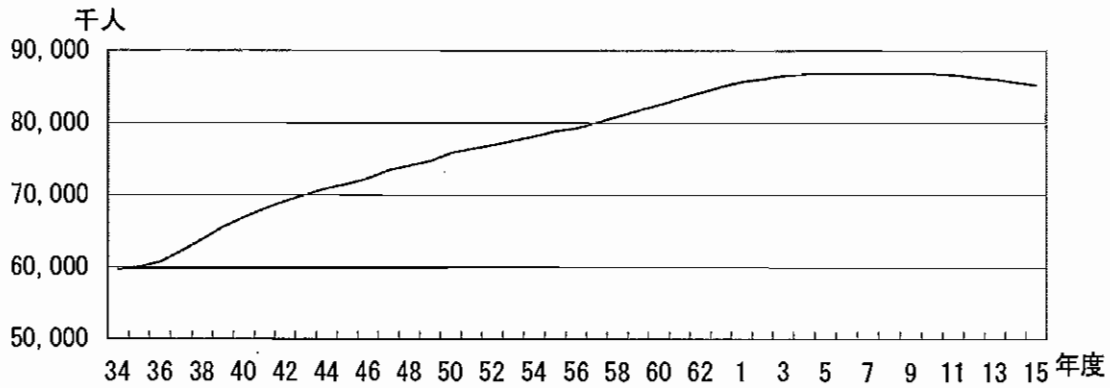
平成13年3月の閣議決定を踏まえ、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の長期給付(共済年金)について、両制度の保険料率を一本にするとともに、両制度間の財政調整の仕組みを導入する。(なお、保険料率は、段階的に一本化。)

地共済年金と国共済年金の財政単位の一元化

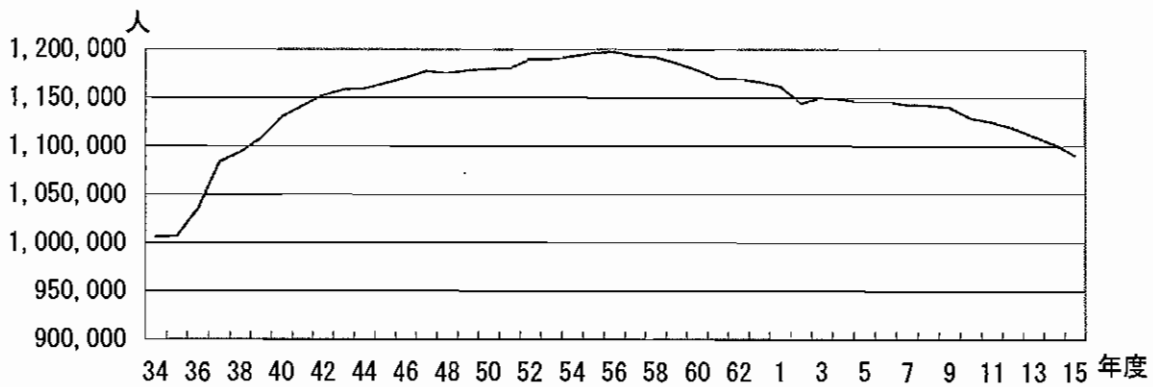


生産年齢人口、国共済組合員数及び対生産年齢人口割合の過去の推移

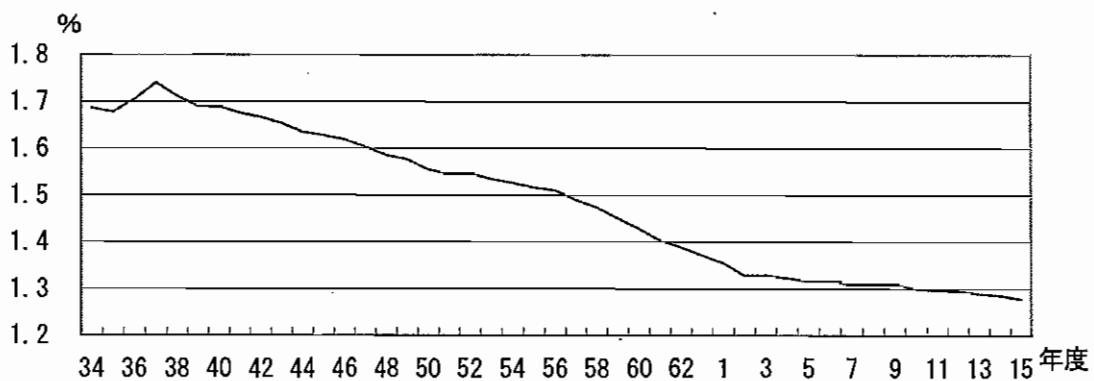
①生産年齢人口



②国共済組合員数



③国共済組合員数の対生産年齢人口割合



国共済組合員数の見込み方

年度	生産年齢人口		組合員数				
	千人	伸び率 %	千人	割合(対生産年齢人口)		伸び率 %	
平成 西暦				伸び率 %			
12 2000	86,380	-0.4	1,119	1.2957		-0.5	
13 2001	86,139	-0.3	1,110	1.2891		-0.8	
14 2002	85,706	-0.5	1,102	1.2860		-0.7	
15 2003	85,341	-0.4	1,091	1.2785		-1.0	
16 2004	85,071	-0.3	1,083	1.2734		-0.7	
17 2005	84,590	-0.6	1,073	1.2683		-1.0	
18 2006	83,946	-0.8	1,060	1.2632		-1.2	
19 2007	83,272	-0.8	1,048	1.2582		-1.2	
20 2008	82,643	-0.8	1,036	1.2531		-1.2	
21 2009	81,994	-0.8	1,023	1.2481		-1.2	
22 2010	81,665	-0.4	1,015	1.2431		-0.8	
23 2011	81,422	-0.3	1,008	1.2382		-0.7	
24 2012	80,418	-1.2	992	1.2332		-1.6	
25 2013	79,326	-1.4	974	1.2283		-1.8	
26 2014	78,207	-1.4	957	1.2234		-1.8	
27 2015	77,296	-1.2	942	1.2185		-1.6	
28 2016	76,556	-1.0	929	1.2136		-1.4	
29 2017	75,921	-0.8	918	1.2087		-1.2	
30 2018	75,374	-0.7	907	1.2039		-1.1	
31 2019	74,918	-0.6	898	1.1991		-1.0	
32 2020	74,453	-0.6	889	1.1943		-1.0	
33 2021	74,026	-0.6	881	1.1895		-1.0	
34 2022	73,658	-0.5	873	1.1848		-0.9	
35 2023	73,242	-0.6	864	1.1800		-1.0	
36 2024	72,775	-0.6	855	1.1753		-1.0	
37 2025	72,325	-0.6	847	1.1706		-1.0	
38 2026	71,877	-0.6	838	1.1659		-1.0	
39 2027	71,397	-0.7	829	1.1612		-1.1	
40 2028	70,858	-0.8	820	1.1566		-1.2	
41 2029	70,275	-0.8	810	1.1520		-1.2	
42 2030	69,576	-1.0	798	1.1474		-1.4	
43 2031	69,174	-0.6	791	1.1428		-1.0	
44 2032	68,398	-1.1	779	1.1382		-1.5	
45 2033	67,608	-1.2	766	1.1337		-1.6	
46 2034	66,771	-1.2	754	1.1291		-1.6	
47 2035	65,891	-1.3	741	1.1246		-1.7	
48 2036	64,953	-1.4	728	1.1201		-1.8	
49 2037	63,962	-1.5	714	1.1156		-1.9	
50 2038	62,928	-1.6	699	1.1112		-2.0	
51 2039	61,919	-1.6	685	1.1067		-2.0	
52 2040	60,990	-1.5	672	1.1023		-1.9	
53 2041	60,126	-1.4	660	1.0979		-1.8	
54 2042	59,329	-1.3	649	1.0935		-1.7	
55 2043	58,555	-1.3	638	1.0891		-1.7	
56 2044	57,824	-1.2	627	1.0848		-1.6	
57 2045	57,108	-1.2	617	1.0804		-1.6	
58 2046	56,449	-1.2	607	1.0761		-1.5	
59 2047	55,800	-1.1	598	1.0718		-1.5	
60 2048	55,146	-1.2	589	1.0675		-1.6	
61 2049	54,498	-1.2	579	1.0632		-1.6	
62 2050	53,889	-1.1	571	1.0590		-1.5	
63 2051	53,331	-1.0	563	1.0547		-1.4	
64 2052	52,787	-1.0	555	1.0505		-1.4	
65 2053	52,268	-1.0	547	1.0463		-1.4	
66 2054	51,787	-0.9	540	1.0421		-1.3	
67 2055	51,318	-0.9	533	1.0380		-1.3	
68 2056	50,865	-0.9	526	1.0338		-1.3	
69 2057	50,404	-0.9	519	1.0297		-1.3	
70 2058	49,952	-0.9	512	1.0256		-1.3	
71 2059	49,475	-1.0	505	1.0215		-1.4	
72 2060	48,993	-1.0	498	1.0174		-1.4	
73 2061	48,520	-1.0	492	1.0133		-1.4	
74 2062	48,035	-1.0	485	1.0093		-1.4	
75 2063	47,541	-1.0	478	1.0052		-1.4	
76 2064	47,064	-1.0	471	1.0012		-1.4	
77 2065	46,580	-1.0	464	0.9972		-1.4	
78 2066	46,077	-1.1	458	0.9932		-1.5	
79 2067	45,580	-1.1	451	0.9892		-1.5	
80 2068	45,091	-1.1	444	0.9853		-1.5	
81 2069	44,613	-1.1	438	0.9813		-1.5	
82 2070	44,147	-1.0	431	0.9774		-1.4	
83 2071	43,695	-1.0	425	0.9735		-1.4	
84 2072	43,256	-1.0	419	0.9696		-1.4	
85 2073	42,829	-1.0	414	0.9657		-1.4	
86 2074	42,416	-1.0	408	0.9619		-1.4	
87 2075	42,013	-1.0	402	0.9580		-1.3	
88 2076	41,622	-0.9	397	0.9542		-1.3	
89 2077	41,241	-0.9	392	0.9504		-1.3	
90 2078	40,872	-0.9	387	0.9466		-1.3	
91 2079	40,512	-0.9	382	0.9428		-1.3	
92 2080	40,164	-0.9	377	0.9390		-1.3	
93 2081	39,827	-0.8	372	0.9353		-1.2	
94 2082	39,500	-0.8	368	0.9315		-1.2	
95 2083	39,185	-0.8	364	0.9278		-1.2	
96 2084	38,880	-0.8	359	0.9241		-1.2	
97 2085	38,584	-0.8	355	0.9204		-1.2	
98 2086	38,298	-0.7	351	0.9167		-1.1	
99 2087	38,020	-0.7	347	0.9130		-1.1	
100 2088	37,748	-0.7	343	0.9094		-1.1	
101 2089	37,482	-0.7	339	0.9057		-1.1	
102 2090	37,221	-0.7	336	0.9021		-1.1	
103 2091	36,965	-0.7	332	0.8985		-1.1	
104 2092	36,713	-0.7	329	0.8949		-1.1	
105 2093	36,466	-0.7	325	0.8913		-1.1	
106 2094	36,222	-0.7	322	0.8878		-1.1	
107 2095	35,982	-0.7	318	0.8842		-1.1	
108 2096	35,746	-0.7	315	0.8807		-1.1	
109 2097	35,515	-0.6	312	0.8772		-1.0	
110 2098	35,288	-0.6	308	0.8736		-1.0	
111 2099	35,067	-0.6	305	0.8702		-1.0	
112 2100	34,851	-0.6	302	0.8667		-1.0	

(注1) 生産年齢人口は、平成14年度以前は総務省「国勢調査」及び「推計人口」による実績値、平成15年度以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」による中位推計。

(注2) 平成15年度以前の組合員数は、各年度末現在における実績値。

男女別国共済組合員数の見込み

年度 (西暦)	組合員数	
	男子	女子
	千人	千人
2005	1,073	879
2006	1,060	868
2007	1,048	858
2008	1,036	848
2009	1,023	838
2010	1,015	831
2011	1,008	826
2012	992	812
2013	974	798
2014	957	784
2015	942	771
2016	929	761
2017	918	752
2018	907	743
2019	898	736
2020	889	728
2021	881	721
2022	873	715
2023	864	708
2024	855	700
2025	847	693
2026	838	686
2027	829	679
2028	820	671
2029	810	663
2030	798	654
2031	791	647
2032	779	638
2033	766	628
2034	754	617
2035	741	607
2036	728	596
2037	714	584
2038	699	573
2039	685	561
2040	672	551
2041	660	541
2042	649	531
2043	638	522
2044	627	514
2045	617	505
2046	607	497
2047	598	490
2048	589	482
2049	579	475
2050	571	467
2051	563	461
2052	555	454
2053	547	448
2054	540	442
2055	533	436
2056	526	431
2057	519	425
2058	512	420
2059	505	414
2060	498	408
2061	492	403
2062	485	397
2063	478	391
2064	471	386
2065	464	380
2066	458	375
2067	451	369
2068	444	364
2069	438	359
2070	431	353
2071	425	348
2072	419	343
2073	414	339
2074	408	334
2075	402	330
2076	397	325
2077	392	321
2078	387	317
2079	382	313
2080	377	309
2081	372	305
2082	368	301
2083	364	298
2084	359	294
2085	355	291
2086	351	288
2087	347	284
2088	343	281
2089	339	278
2090	336	275
2091	332	272
2092	329	269
2093	325	266
2094	322	263
2095	318	261
2096	315	258
2097	312	255
2098	308	252
2099	305	250
2100	302	247

(注)男女比は、平成15年度末現在の組合員数の実績により一定としている。

公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年3月16日〕
閣 議 決 定

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

(1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。

(2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。

(3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う。また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時まで具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。